

国際希少種の国内取引規制

提言

ワシントン条約附属書ⅡやⅢ掲載種の個体等についても、輸出枠が設定されていたり、特別な監視プログラムの対象とされているもの等に関しては、国際希少種に指定し、附属書 掲載種同様の規制を適用すべきである。

関連条文

6条2項3号、希少野生動植物種基本方針第2、2関係

- ・国内に生息するクマ類、クジラ類及びウミガメ類について、他法令に基づき適法に捕獲された個体及びそれから繁殖した個体に対して取引規制を適用除外する規定を削除すべきである。

「種の保存法」施行規則第5条第2項第5号、6号関係

- ・「種の保存法」により国内取引が規制される個体の部分・派生物の範囲を、ワシントン条約で規制される範囲と一致させるべきである。

6条2項3号、「種の保存法」施行令第2条の2、第2条の3第2項、同施行令別表4関係

- ・ワシントン条約対象種を取扱う業を許可制あるいは届出制とし、流通の監視と業の遂行の監督を行なうべきである。

直接の関連条文なし

- ・特に国内加工用原材料とされる条約対象種の取引を業とするものに対しては、輸入から小売に至るまでの流通経過を厳格に監視するための仕組みを大幅に強化するとともに、その監視に耐えない産業に関しては、代替原材料の使用を奨励したり、産業従事者に対する職種転換のための支援措置を充実させつつ、当該条約対象種の流通を排除していくべきである。

33条の2以下、左記規定の施行に関する「種の保存法」施行令及び「特定国際種事業に係る届出等に関する省令」

- ・法の執行に関しては、種の保存法に関して司法警察権限を持つ取締官の制度を規定するとともに、これら取締官から構成される取締担当ユニットを設けるべき。このユニットは、違反行為の監視、違反行為の情報について、警察、税関、関係省庁、国際刑事警察機構、ワシントン条約事務局との積極的な情報交換、取締活動上の協力を行なうべきである。

50条関係

- ・ワシントン条約に違法して国内に持ち込まれた野生動植物を施設収容するための法制度を整え、収容に伴う費用を調達するための資金メカニズムとともに既存の施設を施設認定する制度を整備すべきである。

解説

「レッド・リスト」と呼ばれる絶滅危惧種のリストを編纂している国際自然保護連合(IUCN)によれば、リストにあげられた絶滅のおそれのある哺乳類と鳥類のうち13%が取引により影響を受けていると報告されている。さらに、この13%の中には、生態系と他の種の存続を支える上でカギとなる種、たとえばトラなどの大型哺乳類やワシやタカなど猛禽類等が多く含まれている。したがって、これら13%の種が取引の影響を受けていることで、間接的にその生態系や多くの生き物が悪影響を受けていることに

なる。このように、商業取引、とりわけ、破壊的な影響をもたらしてきたのがグローバルな商業取引であり生息地の消失・分断、外来種問題とともに野生生物絶滅の三大原因といわれる「乱獲」の主因となっている。

絶滅のおそれのある種の国際取引を規制する国際合意として「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)があり、日本も1980年に同条約を批准している。日本のワシントン条約執行の根幹は、税関による密輸の監視及び取締にある。しかし、その効果には水際における税関の対応能力、水際を突破してしまった後の調査・捜査という2つの大きな限界がある。この限界を補完する上で重要となるのが、条約対象種の国内取引の規制と取引関連産業の規制である。

種の保存法は、日本国内に生息する絶滅危惧種その他、ワシントン条約上の附属書掲載種や二国間渡り鳥保護条約上の通報種を保護対象種に指定し、その個体(生死を問わない)、器官及び加工品(要するに身体の一部やそれを使用した製品)は、ワシントン条約の例外として合法的に輸入し得るものを、環境省の登録した機関に「登録」しない限り譲渡し・譲受けができないものとしている。

しかし、ここでも問題は多い。主な問題点は次のとおりである。

(1)ワシントン条約附属書掲載種のうち、「種の保存法」の保護対象種となるのは、条約附属書Iに掲載された種のみとされていることである。輸入される種の国内需要及び流通の徹底した管理・監視が必要であるが、現行法上は、条約上原則的に日本に輸入できないもの(附属書I掲載種)を監視するのみであり、それ以外の、規制は受けつつ大量に輸入されてくるもの(附属書II掲載種)については監視の外にしている。このように、附属書II掲載種を規制の適用除外とすることは条約の効果的実施を妨げるものである。法案を審議した昭和62年の衆参両院も、その附帯決議で「ワシントン条約附属書Iの種に限定することなく、同条約の効果的実施に資するようにその範囲を定めること」と指摘している。

(2)国際希少種の中にはその身体部分が漢方薬の原材料とされるものが少なくない(クマ類、ジャコウジカ、ヒョウなど)が、トラを除き、それらの身体部分や製剤は登録対象から除かれている。

(3)同法施行規則は、日本に生息するクマ類については「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護法)に基づき、クジラ類及びウミガメ類については「漁業法」もしくは「水産資源保護法」により国内で適法に捕獲された個体あるいはこれらの個体から繁殖した個体については、種の保存法の譲渡規制の適用外としている。しかし、これらが何ら管理されることなく市場を流通すると、密輸された条約対象種の隠れ蓐となるおそれがある。

(4)同法に基づく取引規制は、日本国内の加工産業において製品の原材料として使用されているものでかつ器官の全形が保持されていないものには適用されないことである。ゾウ科の牙と皮、ウミガメ科の甲羅と皮、オオトカゲ科の皮、およびそれらの製品がこの適用除外にあたる。

(5)第4で述べた国内加工産業の原材料とされるもののうち、象牙とべっ甲(ウミガメ科のタイマイの甲羅)については、その取引に関係する業が規制されてはいるが、監督官庁(環境省及び経産省)の監視がきわめて弱体で業者の自主的管理に依存する仕組みとなっている。また、べっ甲については規制対象の業も一部(製造業のみ)に限られている。

(6)「登録」の要件を証明するための書類の範囲があいまいで、審査は事実上フリーパスとならざるをえない。実際の運用としては、登録しようとするものを所有する者の親族以外の任意の第三者が作成した「所有権確認証明書」があれば登録が認められている。また、「登録」の申請に対する審査は書類のみによって行われ、現物の確認や関係者へのヒアリングを行う法的根拠がない。これでは厳格な登録審査は行えない。たとえば、登録対象の同一性の確認について、写真は提出させることになっているが、写真のみで象牙の同一性を厳格に確認することが可能とは考えがたい。また、生きた個体については、種によってはその成長過程により形態が相当異なる場合があることにも留意すべきである。